

【問合先】 ㊤生活環境課 ☎24-1111 ㊥生活環境課吉田分室 ☎52-4389
 ㊦吉田支所福祉環境係 ☎49-7095 ㊧三間支所福祉環境係 ☎58-3311 内線2180
 ㊨津島支所福祉環境係 ☎32-2721 内線5921

声なき 小さな命を 見つめ直して ください



■ 飼い犬・飼い猫を、すぐに引き取ることは できません

引き取りの申し出を受けた日から、2週間以上経過した日を引取日に指定します（平成28年1月から）

県では、所有者から犬・猫の引取を依頼された場合、一時保留することにより、動物の命を見つめ直すための時間を確保し、最後まで飼育することについて考えてもらえるよう、申し出を受けた日から2週間以上経過した日を指定して引き取りを行います。

小さな命が最後まで幸せに暮らせるよう、安易な飼育の防止や責任ある飼育について、もう一度考えてください。

▶ 保留期間中に考えてください

- ① 終生飼養は飼い主の義務です
- ② 犬・猫は、最後まであなたと生きたいと訴えています
- ③ 一緒に過ごした楽しい時間を思い出してください
- ④ もう一度、家族で話し合ってください
- ⑤ 新たな譲渡先を探してください

※保留期間に、飼養を継続することに決めた場合や、新たな譲渡先を見つけた場合は、問合先にご連絡ください。

▶ 次に当てはまる場合は、原則引き取りできません

- ① 犬猫等販売業者から引き取りを求められた場合
- ② 引き取りを繰り返し求められた場合
- ③ 子犬・子猫の引き取りを求められた場合に、引き取りを求める人が県の繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- ④ 犬・猫の老齢や疾病を理由に引き取りを求められた場合
- ⑤ 引き取りを求める犬・猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引き取りを求められた場合
- ⑥ あらかじめ引き取りを求める犬・猫の譲渡先を見つけるための取り組みを行っていない場合

■ 野良犬・猫に餌をあげないで！

野良犬や野良猫に餌などを与えることで、与えた場所に住み着くようになり、近隣の人に迷惑をかけます。無責任に餌を与えないようにしましょう。

【問合先】 ㊤環境係 ☎内線2232

■ 在宅医療を利用している人へ

市では、医療機関などの協力により、在宅医療で不要になったごみの取扱いを決めています。ルールに従って、安心安全で適正在宅医療廃棄物の処理にご協力ください。

次のものは、市では収集しませんので、受け取った医療機関などの指示に従ってください。

【対象】

▷注射針 ▷注射器 ▷針付きチューブ類 など

【問合先】 ㊤廃棄物対策係 ☎内線2229

【鶴島公民館・市役所】 古紙回収 ※ひもで十文字にしばって出してください。

鶴島公民館と市役所でも、古紙回収をしています。近くに古紙を出す場所がない人や出し忘れた人はご利用ください。

	鶴島公民館<モデル>	市役所
回収日時	11月10日(火) 午前10時～午後2時 (毎月第2火曜日)	11月4日(水)・16日(月)・24日(火) 午後1時～4時 (毎月4のつく日・土日祝の場合は翌平日)
回収場所	鶴島公民館 (鶴島小学校校門近く)	市役所裏 (A棟入口)
回収する古紙	新聞、ダンボール、紙パック (牛乳パックなど)、雑誌・雑がみ	

【問合先】 ㊤リサイクル推進係 ☎内線2272

11月の古紙・飲料用空き缶・乾電池回収

【宇和島】古紙・缶・乾電池の回収 午前8時30分まで（雨の場合、古紙回収は中止）

雨天で古紙回収中止の場合、自治会長からの依頼により、後日臨時回収（古紙のみ）を行うことができます。

伊吹町北2区、泉町2、祝森上（柿の木（上・下）・祝の川） ▶古紙・乾電池のみ=天神町（東）・（南）、錦町、下波校区（神崎・柿之浦・東・結出・西・島津）	2日（第1月）
○10日（火）= 夏目町3、新田町2、別当1・5、保手1~5、坂下津2区、丸之内2 ▶古紙・乾電池のみ=本町追手2（裡町）、鶴島町（西）・（中）、御幸町1・2、丸之内4	※振替回収
明倫町4・5、本町追手2（本町）、丸之内3、寿町1・2、朝日町1・3、弁天町1・3	4日（第1水）
大浦1・2区、朝日町4、別当公務員住宅、中央町1（東）、元結掛1 ▶古紙・乾電池のみ=伊吹町西1区、御殿町、京町	5日（第1木）
和霊東町1・3、伊吹町北1（第2） ▶古紙・乾電池のみ=和霊元町3、北宇和島町	6日（第1金）
下高串、奥高串、上光満、明倫町2・3、別当県営第1団地、青葉台団地、夏目ヶ市（上）団地、長堀1~3、宮下、宮下団地 ▶古紙・乾電池のみ=戎山	9日（第2月）
野川2~4区、祝森上（草木団地・下）、祝森中（福来・阿瀬部）、保田 ▶古紙・乾電池のみ=祝森団地、鹿田団地	10日（第2火）
愛宕町1~3、宇和津町1~3、賀古町1・2、笹町1・2、妙典寺前1・2区、本川内 ▶古紙・乾電池のみ=別当2・6、新屋敷	11日（第2水）
妙典寺前3~5区、神田川原1・3区、恵美須町2、桜町、蔦淵校区（大島を除く）	12日（第2木）
大浦3区、赤松、住吉町3区、須賀通	13日（第2金）
丸之内5、和霊町西2区、並松1、並松、新田町1、山際1、竹園団地、中沢町1 ▶古紙・乾電池のみ=和霊中町2、寄松上・下、新田町4	16日（第3月）
丸穂町1（東）・（西）、丸穂町3・4、新町1（南）、中央町2（丸之内）、大宮町1（西）・2（上）、和霊元町2（2区）、本町追手2（北町） ▶古紙・乾電池のみ=中央町2（裡町）	17日（第3火）
泉町1（西）・3・4、和霊中町1、県営明倫団地、伊吹町東2~4区 ▶古紙・乾電池のみ=狩津	18日（第3水）
柿原1区、遊子校区（明越、矢の浦、小矢の浦、甘崎）	19日（第3木）
朝日町2、柿原2区・3区、佐伯町1、本村	20日（第3金）
○19日（木）= 和霊元町2（1区）、和霊元町4、和霊中町3 ▶古紙・乾電池のみ=堀端町 ○24日（火）= ▶古紙・乾電池のみ=九島校区（蛤1・2区、百之浦、本九島1・2区）	※振替回収
住吉町1・2、築地町1・2、藤江1・2区 ▶古紙・乾電池のみ=平浦、大小浜、坂下津1区	24日（第4火）
夏目町2、夏目ヶ市、榊形町1、遊子校区（番匠、魚泊、水荷浦、津の浦）、石応、白浜	25日（第4水）
和霊町西1区、和霊元町1（1区）、伊吹町北1区（第1）、薬師谷団地、別当県営第2団地、江の組、日の組、家藤、中組、徳の森	26日（第4木）
▶古紙・乾電池のみ=祝森下（鷹の子・石丸・成川）、三浦地区（天満・安米・大内）	
大超寺奥1・2区、佐伯町2、本町追手1、大宮町1（東）・2（新）、御徒町	27日（第4金）
戸島、嘉島、日振島	29日（第5日）

【吉田・三間・津島】古紙の回収 午前8時30分まで（雨の場合は中止）

吉田橋上	12日（第2木）	是能、コスモタウン、曾根、成家、則、大藤	2日（第1月）	岩松	10日（第2火）
吉田橋下	19日（第3木）	黒井地、戸雁	3日（第1火）	清満	17日（第3火）
立間	5日（第1木）	宮野下町・村、北増穂	4日（第1水）	御槇・上槇	24日（第4火）
玉津	5日（第1木）	小沢川、川之内、迫目、務田	11日（第2水）	畑地（上槇を除く）	9日（第2月）
奥南	26日（第4木）	元宗、増田、土居中、中野中、波岡、田川、金銅	16日（第3月）	下灘・南部	16日（第3月）
喜佐方	26日（第4木）	土居垣内、古藤田、大内、是延、兼近、三間中間、黒川、音地	17日（第3火）	北灘（南部を除く）	26日（第4木）
				竹ヶ島	6日（第1金）

【校区回収】古紙・乾電池の回収（雨の場合、古紙回収は中止）

城東中学校区	広小路、元結掛2、山際2、新田町1、別当県営第1団地、薬師谷、寄松中、寄松下、川内 ▶乾電池のみ=堀端町、御殿町、宮下団地	10日（第2火） 27日（第4金）	午前10時まで
城南中学校区	榊形町3（1・2区）、丸之内1、中央町1（中）、新町1（東）、恵美須町1、鶴島町（中）、大宮町3（第2） ▶乾電池のみ=丸之内2、本町追手2（北）、和霊元町1（2区）、和霊元町4	6日（第1金） 17日（第3火）	正午まで
城北中学校区	伊吹町東1区、和霊町北通、北宇和島町 ▶乾電池のみ=和霊東町2・3	13日（第2金） 24日（第4火）	正午まで

※回収場所がわからない場合は、生活環境課へお問い合わせください。

※古紙は「新聞」「ダンボール」「紙パック（牛乳パックなど）」「雑誌・雑がみ」の4分類です。

ひもで十文字にしぼって出してください。

小中学校・幼稚園で ほとんどの小中学校・幼稚園でペットボトルのキャップ収集
キャップ収集 を行っています。資源のリサイクルにご協力をお願いします。